

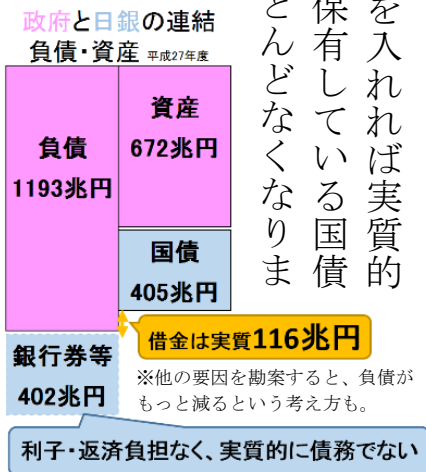
「日本が借金で財政破綻」はウソ！

長年「世界一の借金」「国民一人当たり●●●万円の借金」「次世代に借金を残さないための増税」などと言われてきました…。ところが昨年10月にIMF(国際通貨基金)が公表した報告書によれば、日本の財政状況は、負債と資産とを差し引きした「純資産」がほぼプラスマイナスゼロだったのです。「財政破綻するから増税」という根拠は国際的にも崩れ去りました。

ある人がお金持ちかどうかを考えるなら、その人の借金だけでなく、いくら資産を持っているかも見なくては判断できません。当然、国家・政府も同じはずなのに、財政危機を唱える人々はなぜかそこに言及しません。財務省やマスコミ報道のような、借金にだけ注目というのはバランスに欠いていると思いませんか。

日本の借金は多額ですが資産を入れれば実質的には約500兆円で、しかも日銀が保有している国債を相殺すれば日本の借金はほとんどなくなりま

す。(下図参照)
借金で財政破綻するというのは、増税を正当化させるためのウソだったのです。



近年はギリシャが財政破綻し、それで日本の財政破綻を心配する人もいます。ギリシャの通貨はユーロですので、当然、ギリシャの思うように通貨量を制御できません。国債の返済が厳しくしても紙幣を印刷することもできません。この点でも日本とギリシャを同じにするにはあまりに状況が違いすぎます。

また仮に、日本が財政破綻するならば、国債価格は暴落し、高い金利でなければ誰も買ってくれなくなりませんが、増税延期しても日本の国債は国内外から信頼されています。



日本の借金が大丈夫なのは分かったけど、消費税増税を阻止するためにはどうすれば？



選挙は政治を変える大チャンス！！
まずは、身近な人に声をかけ、消費税について話をしてみよう！

上記のIMF報告をこれまで、ニュースなどではあまり耳にしていまません。安倍政権はマスメディアをアメとムチで付度させ、不都合な情報を流さないようにしています。大儀なき増税を止めるためにも、私たちは、商工新聞などをよく読み、何が真実かを掴み、周りの人に伝えていかななくてはなりません。
7月には参議院選挙が行われます。消費税増税を阻止するには、この選挙で「NO！」を突きつけるしかありません。今から、増税反対署名を片手に、家族・近所・友人・取引先などに積極的に声をかけ、10%への増税をストップさせましょう！

焼肉の美味しい時期がやってきた！

添加物を使わないから安心安全！
試食もしながら、みんなで楽しく作ろう！

婦人部で焼肉のタレ作りをします。様々な食材を使い市販されていないオリジナルを作りましょう。出来たタレは家に持ち帰れます。食卓で活躍すること間違いなし！
お子様連れも大歓迎♪
お気軽にご参加下さい！



日時：6月22日(土) 午前10時～12時半頃
材料費：500円 場所：浜松民商
持ち物：エプロン、三角巾、タオル、ふきん、ペットボトル
申込み：準備の関係上、6月13日(木)迄にご連絡ください。
お問い合わせや申込みは、婦人部役員または、民商まで。

☆お知らせ☆

★商工新聞について
5月6日号は休刊となります。また、大型連休の関係で配達日が変更になる場合があります。
★2019年国民平和大行進
今年も核兵器廃絶などを求め全国各地で行進します。浜松民商では5月29日、30日に参加予定です。一步でも二歩でも一緒に参加しませんか。

今後の予定

- 5 / 1(水) メーデー
- 1 1(土) 無料法律相談日 (要予約)
- 1 9(日) 計算センター総代会
- 1 9(日) 県母親大会 in 焼津
- 2 7(月) 本部理事会
- 6 / 1(土) 無料法律相談日 (要予約)
- 1 2(水) 浜松民商第62回定期総会

確定申告お疲れさまでした。今後も記帳をしっかりしていきましょう！

税務調査の時期です

確定申告も終わりほっとしている方も多いと思います。しかし昨年この時期に、税務調査に入られた業者もいます。

近年は税務調査が早い時期から開始されたり、呼び出し文書などが送りつけられたりしています。売上1千万円前後や無申告者はもちろんのこと、従業員だった人が外注扱いにされ一人親方になった人などにも、接触を強めているようです。税務署が日時を指定し、印鑑や帳簿、証明書などを持参させ、修正申告を迫ってきています。

税務署からの電話の問い合わせやお尋ね文書が届いたら、内容をよく確認し、民商へ相談するようにしてください。

税務署に商売をつぶされないうよう、年末に配られた自主計算パンフレットや毎週届く商工新聞をよく読み、日頃から学んでいざという時に備えましょう。

また、学んだことは知り合いの業者にも知らせて下さい。取引先を守ることがあなたの商売を守ることもつながります。

調査の電話が来た

税務調査は事前通知が原則です。

電話が掛かってきたら、税務調査事前通知チェック表(下図)に通知の内容を記入し、その後役員・事務局に連絡をしてください。

チェック表が手元に無い方は役員・事務局まで連絡を！

突然税務署員が来た！

突然署員が来て調査をしたと言っても、その日は断ることが出来ません。帳簿等の持ち帰りも拒否できません。通常の税務調査は任意調査で納税者の理解と協力を得て行うと規定されています。

断ると署員の心象が悪くなり不利になると思う人もいますが、間違いです。署員からすれば、言うことを良く聞く人は「カモ」でしかないでしょう。反対に、権利を主張することができる納税者ほど厄介な相手はいません。はっきりと権利を主張しましょう。

税務調査 事前通知チェック表 <2013年1月以降の調査から適用>

国税通則法が「改正」され事前通知が法律に明記されました。税務調査を行う場合、事前に通知することが原則です。ただし事前に通知をせずに着手する例外も法律化されています。「事前通知が原則」ですから、あわてず落ち着いて対応しましょう。

| | | | | | | | | | |
|---|--------|-----|--------|----|---|-----|-----|---|----|
| 原則 | 事前通知あり | 例外 | 事前通知なし | 裏面 | | | | | |
| <p>○調査担当者から納税者に10項目が通知されます。 ○「書面で通知していただませんか」と聞いてください。 ○どうしても口頭で通知するようであれば、下のチェックシートに記入します。 ○「メモしますので少しお待ちください」とゆくり対応してください。 ○通知事項が一つも欠けると、調査ができなくなる場合があります。読み直して確認します。</p> | | | | | | | | | |
| <p>調査官(担当者)の所属官署と氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>税務署</td> <td>国税局</td> <td>課</td> <td>氏名</td> </tr> </table> <p>(注)複数でくる場合も、代表の1人だけ通知すればよいことになっています。最後に何人であるのか、必ず聞いてください。</p> | | | | | 1 | 税務署 | 国税局 | 課 | 氏名 |
| 1 | 税務署 | 国税局 | 課 | 氏名 | | | | | |



個人事業税についてのお尋ねが来たんだけど...

財務事務所から個人事業税のお尋ねの文書が届いている人がいます。個人事業税は、事業所得等が290万円以上の個人事業主に掛かってきます。(青色申告控除は適用されません。)

所得税・市民税の確定申告をした方は個人事業税の申告は不要です。

確定申告したのになぜ、事業税のお尋ねが？

事業税は業種業態によって税率が違います。また、内容によっては税金がかからない場合もあります。財務事務所が申告書等で確認をしています。それでも不十分な場合、事業主に確認を取っています。

お尋ねが来ているのはどんな業種の人が多い？

建築関係の方で、所得が290万円を超えている方に多く来ています。建築関係は第一種事業の「請負業」に該当します。税率は5%です。また不動産所得がある一部の人にも来ています。

何を聞きたいの？

所得のうち日当・時間給など、単に労力を提供して得たものなどの賃金は事業税の課税対象外となるので、これらと他の所得の内訳を報告します。また、仕事の受注状況、仕事の依頼主、営業形態なども答えます。

回答しなかったら？

回答しない場合は、所得全額が課税対象となります。非課税所得がある場合、それを申告すれば事業税が安くなります。

お尋ねが来ない・分からない

そう言われてもよく分からない、という方も多いでしょう。また、建築関係などで所得が290万円を超えていて非課税所得があっても、毎年事業税を納めている人でもお尋ねが来ない場合があります。何も来ないからと放置すれば、そのまま課税されてしまいます。不明な点などは、そのままにせず、民商又は財務事務所へお問い合わせ下さい。税制を把握し、節税をしましょう！

浜松財務事務所 個人事業税課
053-458-7142